

<申請に必要な書類（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）>

新規	<p>①参加証交付申請書（様式第1）</p> <p>②臨床調査個人票及び同意書（様式第2）</p> <p>③申請者の限度額区分が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」の画面</li> <li>・限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し</li> <li>・限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写し</li> </ul> <p>④申請者が加入する医療保険が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報のお知らせ又は資格確認書</li> <li>・マイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。）</li> </ul> <p>⑤医療記録票（B欄に過去23か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計1回以上）の写し（様式第6-1）</p> <p>⑥本人の住民票の写し</p> <p>⑦肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し</p> <p>⑧被用者保険（健康保険、船員保険及び共済組合等）の低所得者区分（<u>70歳未満の市町村民税世帯非課税者、70歳以上の低所得者Ⅰ・Ⅱ</u>）に該当する場合は、⑥ではなく、世帯全員の住民票の写し及び世帯全員の住民税・非課税証明書類</p>
更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記、新規申請書類の①、③、④、⑤、⑥又は⑧、⑦</li> <li>・参加証の写し</li> </ul>
償還払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記、新規申請書類の③、⑤、⑦</li> <li>・請求書（様式7）</li> <li>・当該月において受診した全ての医療機関が発行した領収書及び診療明細書の写し</li> <li>・振込先の口座番号等が確認できるもの（通帳の写し等）</li> </ul>

※新規・更新：マイナンバーを用いた情報連携について、試行運用のため同意がある場合は、様式第12の提出